

平成19年4月13日

各 位

会 社 名 OUGホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 溝 上 源 二
(コード番号 8041 大証 第一部)
問 合 せ 先 常務執行役員
総合企画グループ担当 増 田 安 利
電 話 番 号 06-4804-3032

大栄太源株式会社に対する公開買付けの開始 及び大栄太源株式会社との株式交換覚書締結に関するお知らせ

OUGホールディングス株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成19年4月13日開催の取締役会において、下記のとおり大栄太源株式会社（コード番号：8299 大証 第二部以下「大栄太源」又は「対象者」といいます。）株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしました。また、本公開買付け後に大栄太源を株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により完全子会社化することを大栄太源と基本合意いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社及び当社グループは「水産物をコアとし、お客様に価値ある商品とサービスを提供することにより、食文化の発展に貢献します」をグループ経営理念とし、現状の「水産物流通業」からより進化した業態である「水産物流通サービス業」を創造することにより、企業価値を最大化することを目指しております。

ここでいいます「水産物流通サービス業」とは、水産物をコアとして、品揃えや販促などの「商的流通機能」、保管や物流などの「物的流通機能」、「情報流通機能」を総合的に遂行し、生産者から消費者までの水産物流通のトータルシステムを構築することにより、顧客のニーズを満たして利益を得る事業を意味し、「荷受事業（水産物が卸売市場を経由する卸売事業）」と「市場外事業（水産物が卸売市場を経由しない卸売事業）」の2つの事業をコア事業と位置づけております。

このうち、「市場外事業」につきましては、成長エンジンとなりうる事業と位置づけ、地域を基軸とした顧客起点経営への転換を推進していくことを、当社グループの基本戦略の一つとして掲げ、当社グループは、当該戦略を実現するとともに、「荷受事業」の持つ市場機能を活用し強化していくため、「市場外事業」の再編に取り組んでまいります。すなわち、地域によって顧客の嗜好が異なるとともに、今後の人口減少のスピードに差があることを踏まえると、地域ごとに顧客ニーズへの対応・困り込みを推進していく必要があり、地域ごとでの取り組みが重要となってくるため、「北海道・東北」、「関東」、「中部」、「近畿」、「中・四国」、「九州」の6つの地域ごとに事業戦略を推進するために「市場外事業」を再編し、競争力を強化することで、当社グループ全体の企業価値を向

上させることができる体制を構築いたします。

そこで、本公開買付けの対象企業であり、上場子会社である対象者に加えて、近畿地区を基盤とする株式会社スイチョク（以下「スイチョク」といいます。）及び西日本地区を基盤とするやまは食品株式会社（以下「やまは食品」といいます。）の3つの市場外事業会社（以下「3市場外事業会社」といいます。）を将来的に統合・再編することを予定しております。

対象者は全国に強い外中食産業の顧客基盤を保有しており、スイチョクは内食産業の顧客基盤に強みを持ち、やまは食品は外中内食産業の顧客基盤があります。3市場外事業会社それぞれが保有する顧客基盤と経営資源を相互補完・活用することによって、事業としての競争力の強化と、地域を基軸とした顧客起点経営への転換を図ることがグループ企業価値を高めることになると考えております。

一方、対象者は全国に張り巡らせた販売ネットワークを持って水産物販売を行っておりますが、激しい流通変化に対応していくために、今までの顧客基盤だけでなく新たな業態別・顧客別対応を進めていくことが課題であります。このためには、当社グループが保有する経営資源を相互補完・活用することにより、事業としての競争力を強化する必要があります。こうした取り組みにより、対象者自体としても企業価値を高めることができると考えております。

以上のことから、中期経営計画に基づく革新的な将来の統合・再編と事業戦略の推進のため、対象者を完全子会社化することが最善と判断いたしました。

対象者においては、平成19年4月13日開催の取締役会において、第三者算定人である株式会社KPMG FASが作成した対象者株式等の価値に関する算定報告書を参考資料として、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っております。

本公開買付けにおいて取得する株券等の数に上限及び下限は設けておりませんので、本公開買付けにおいては、応募株券等の全部の買付けを行います。また、当社は、対象者を完全子会社化することを企図しているため、本公開買付けにより対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを計画しており、当社と対象者との間において、平成19年4月13日付けで株式交換に関する覚書を締結しております。

本株式交換における株式交換比率については、当社は第三者算定人である野村証券株式会社に、対象者は第三者算定人である株式会社KPMG FASに、株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として当事会社間で協議した結果、対象者の普通株式1株に対して当社の普通株式2.1株を交付することで合意しております。なお、当該株式交換比率は、公開買付け届出書提出日現在において本公開買付けにより支払われる買付価格を基に算定しております。ただし、最終的な株式交換比率は、平成19年5月21日（予定）の株式交換契約締結時に決定される予定です。

なお、上記第三者算定人による算定結果の概要は以下のとおりです。

野村証券株式会社は、当社及び対象者について、以下のとおり、市場株価平均法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）及び類似会社比較法に基づき株式交換比率を算定いたしました。

- イ．市場株価平均法では、当社が平成19年2月14日に「平成19年3月期 第3四半期財務・業績の概況」及び「近畿地区における水産物荷受事業を凍結することについて」を公表していることから、その公表日翌日の平成19年2月15日以降を重視した上で、できるだけ短期間の変動を取り除くという観点から、基準日（平成19年4月9日）から遡る平成19年2月15日まで及び基準日（平成19年4月9日）から遡る平成19年3月12日までの直近1ヶ月といたしました。対象者については、基準日（平成19年4月9日）から遡る平成19年3月12日までの直近1ヶ月（以下「1ヶ月平均」といいます。）といたしました。なお、対象者は平成19年3月29日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しておりますが、その公表日翌日以降、基準日（平成19年4月9日）までの期間、大阪証券取引所において取引がされていないことから1ヶ月平均のみ採用しております。その結果、市場株価平均法による株式交換比率は1.71～1.74と算定いたしました。
- ロ．DCF法では、当社又は対象者が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しました。その結果、DCF法による株式交換比率は0.74～2.14と算定いたしました。
- ハ．類似会社比較法では、当社又は対象者と事業が類似している上場企業の、企業価値に対するEBITDAマルチプル及びEBITマルチプル並びに株式価値に対する修正純利益（経常利益に（1－法定実効税率）を乗じて算出）マルチプルをそれぞれ求め、その比較を通じて株式価値を評価しました。その結果、類似会社比較法による株式交換比率は0.68～2.91と算定いたしました。

なお、野村証券株式会社は、株式交換比率の算定に際して、各当事会社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、各当事会社（とその関係会社）の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当事会社の財務予測については、各当事会社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。

株式会社KPMG FASは、公開買付者及び対象者について、以下のとおり、市場株価平均法、DCF法、及び修正純資産法による分析を行い、本株式交換にかかる諸条件を総合的に勘案した結果、株式交換比率を1.84~2.18と算定いたしました。

- イ. 市場株価平均法では、公開買付者及び対象者の市場株価の測定にあたり、短期間の株価変動による影響を取り除く観点から、基準日（平成19年4月11日）から遡る平成19年1月12日までの直近3ヶ月、及び基準日（平成19年4月11日）から遡る平成18年10月12日までの直近6ヶ月の市場株価終値平均を採用いたしました。なお、対象者に関する市場株価平均法による評価においては、対象者株主に対して本公開買付け及び本株式交換について公平な選択機会を提供する観点から、対象者の市場株価に公開買付けの過去事例等に基づくプレミアム分析の結果を加味したプレミアム考慮後の評価結果を採用しております。
- ロ. DCF法では、公開買付者又は対象者が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しました。
- ハ. 修正純資産法では、公開買付者又は対象者の貸借対照表における資産・負債を基準日（平成18年9月30日）時点（但し、資産の減損等の一定の後発事象を考慮しております。）での時価に評価替えを行い、その資産と負債の差額である純資産額を算定することによって企業価値を評価しました。

なお、株式会社KPMG FASは、株式交換比率の算定に際して、各当事会社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、各当事会社（とその関係会社）の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当事会社の財務予測については、各当事会社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。

本株式交換に際して、対象者の株主は法令の手続きに従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができますが、この場合の1株当たりの買取価格は、本公開買付けの買付価格又は本株式交換により対象者の株主が受領する経済的価値と異なることがあります。本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

対象者は大阪証券取引所に上場していますが、本公開買付けの結果によっては、対象者の株式は、大阪証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、対象者の株式は本株式交換が行われる場合には、大阪証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。上場廃止となった場合、対象者の株式は大阪証券取引所において取引ができなくなり、当該株式を将来売却することが困難になると予想されます。

なお、当社による対象者株式の公開買付け開始から、現在予定している対象者の完全子会社化までのスケジュールは以下のとおりです。

平成 19 年 4 月 13 日 (金)	株式交換覚書締結 (当社、対象者)
(以下予定)	
平成 19 年 4 月 16 日 (月)	当社による対象者株式の公開買付け開始
平成 19 年 5 月 16 日 (水)	当社による対象者株式の公開買付け期間終了
平成 19 年 5 月 21 日 (月)	株式交換決議取締役会 (当社、対象者)
平成 19 年 5 月 21 日 (月)	株式交換契約締結 (当社、対象者)
平成 19 年 6 月 28 日 (木)	定時株主総会における株式交換契約の承認 (当社) (注 1)
平成 19 年 6 月 28 日 (木)	定時株主総会における株式交換契約の承認 (対象者) (注 2)
平成 19 年 9 月 25 日 (火)	対象者株式、大阪証券取引所上場廃止
平成 19 年 10 月 1 日 (月)	株式交換の効力発生日
平成 19 年 11 月下旬	株券交付日

(注 1) 当社は、会社法第 796 条第 3 項に定める簡易組織再編に該当する場合は、当社における株主総会の承認決議を経ない場合があります。

(注 2) 対象者は、会社法第 784 条第 1 項に定める略式組織再編に該当する場合は、対象者における株主総会の承認決議を経ない場合があります。

株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱いについては、大栄太源において新株予約権及び新株予約権付社債の発行はないため、該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 当事会社 (連結) の概要 (平成18年9月末現在)

① 商号	OUGホールディングス株式会社 (旧 大阪魚市場株式会社(注))	大栄太源株式会社
② 主な事業内容	水産物卸売業	水産物卸売業
③ 設立年月日	昭和 21 年 6 月 12 日	昭和 24 年 6 月 18 日
④ 本店所在地	大阪市福島区野田一丁目 1 番 86 号 大阪市中央卸売市場内	大阪府中央区日本橋一丁目 22 番 25 号
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 溝上 源二	代表取締役社長 村松 保範
⑥ 資本金	6,495 (百万円)	5,211 (百万円)
⑦ 発行済株式数	55,362,921 (株)	14,139,566 (株)
⑧ 純資産	24,541 (百万円)	14,152 (百万円)
⑨ 総資産	96,827 (百万円)	32,466 (百万円)
⑩ 決算期	3 月	3 月
⑪ 従業員数	1,420 名	520 名

⑫	主要取引先	(販売先) 卸売市場の仲卸業者 ㈱シジシージャパン かね徳水産㈱ (仕入先) マルハ㈱ 阪和興業㈱ 八洲水産㈱	(販売先) 大阪魚市場㈱ マリンフーズ㈱ ㈱極洋 (仕入先) 阪和興業㈱ マルハ㈱ ㈱ニチロ
⑬	大株主 及び持株比率	株式会社マルハグループ 10.52% 本社 日本生命保険相互会社 6.65% 農林中央金庫 4.76% 株式会社みずほ銀行 4.66% バンクオブニューヨーク ジーシーエムクライアン トアカウントツイーアイエ スジー 4.07%	大阪魚市場株式会社 (注) 54.76% 農林中央金庫 4.59% 大栄太源社員持株会 3.31% 大栄太源取引先持株会 2.91% ソシエテジェネラルエヌア ールエイエヌオーディティ ティ 2.56%
⑭	主要取引銀行	農林中央金庫 株式会社みずほ銀行、他	農林中央金庫 株式会社三菱東京UFJ銀行、他
⑮	当事会社間 の関係等	資本関係 人的関係 取引関係 関連当事者への該当状況	当社は、大栄太源の発行済株式総数の54.76% (7,743,593株)を所有しております。 取締役が2名兼務しております。 当社は、大栄太源と商品の仕入・販売取引を行 っております。 大栄太源は、当社の連結子会社であります。

(注) 大阪魚市場株式会社は、平成18年10月1日付けでOUGホールディングス株式会社へ商号変更
しております。

⑩最近3年間の連結業績

	OUGホールディングス株式会社			大栄太源株式会社		
	H16/3 実績	H17/3 実績	H18/3 実績	H16/3 実績	H17/3 実績	H18/3 実績
売上高 (百万円)	381,090	378,842	375,022	91,701	90,517	88,852
営業利益 (百万円)	2,544	2,902	1,496	730	463	143
経常利益 (百万円)	2,533	2,965	1,619	759	482	211
当期純損益 (百万円)	1,561	818	10	342	232	▲7
1株当たり当期純損益 (円)	27.52	13.93	0.15	22.44	14.80	▲0.52
1株当たり年間配当金 (円)	7.50	7.50	7.50	10.00	10.00	10.00
1株当たり純資産 (円)	328.28	343.38	358.32	1,095.24	1,099.19	1,021.10

(2) 買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間

平成19年4月16日(月曜日)から平成19年5月16日(水曜日)まで(20営業日)

②対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

証券取引法(以下「法」といいます。)第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成19年5月30日(水曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格 普通株式 1株につき 金680円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

本公開買付けにおける買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)である1株当たり680円は、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社が提出した対象者株式に関する「株式価値算定書」を参考にして決定いたしました。同社は、対象者について、以下のとおり、市場株価平均法、DCF法及び類似会社比較法に基づき株式価値を算定いたしました。

イ. 市場株価平均法では、基準日(平成19年4月9日)から遡る平成19年3月12日までの直近1ヶ月(以下「1ヶ月平均」といいます。)といたしました。その結果、市場株価平均法による株式価値は、1株当たりの株式価値を537円と算定いたしました。なお、対象者は平成19年3月29日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しておりますが、その公表日翌日以降、基準日(平成19年4月9日)までの期間、大阪証券取引所において取引がされていないことから1ヶ月平均のみ採用しております。

ロ. DCF法では、対象者が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1株当たりの株式価値を591円~782円と算定いたしました。

ハ. 類似会社比較法では、対象者と事業が類似している上場企業の、企業価値に対するEBITマルチプル及びEBITDAマルチプル並びに株式価値に対する修正純利益(経常利益に(1-法定実効税率)を乗じて算出)マルチプルを求め、その比較を通じて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を306円~468円と算定いたしました。

公開買付者は上記のとおり算定された対象者株式価値を参考とし、DCF法を重視して、591円~782円の範囲内で本公開買付け価格を検討することとし、対象者の法務・財務に関するデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの成否の見通し等を勘案した結果、平成19年4月13日の取締役会において本公開買付け価格を1株当たり680円と決定いたしました。

② 算定の経緯

i 第三者算定人からの「株式価値算定書」の取得について

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、ファイナンシャル・アドバイザーに野村證券株式会社を選定し、同社より平成19年4月11日に「株式価値算定書」を受領しております。

ii 「株式価値算定書」の概要について

公開買付者が本公開買付価格決定の参考とした「株式価値算定書」においては、野村證券株式会社は、対象者について、以下のとおり、市場株価平均法、DCF法及び類似会社比較法に基づき株式価値を算定いたしました。

イ. 市場株価平均法では、基準日（平成19年4月9日）から遡る平成19年3月12日までの直近1ヶ月（以下「1ヶ月平均」といいます。）といたしました。その結果、市場株価平均法による株式価値は、1株当たりの株式価値を537円と算定いたしました。なお、対象者は平成19年3月29日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しておりますが、その公表日翌日以降、基準日（平成19年4月9日）までの期間、大阪証券取引所において取引がされていないことから1ヶ月平均のみ採用しております。

ロ. DCF法では、対象者が将来獲得することを期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、1株当たりの株式価値を591円～782円と算定いたしました。

ハ. 類似会社比較法では、対象者と事業が類似している上場企業の、企業価値に対するEBITマルチプル及びEBITDAマルチプル並びに株式価値に対する修正純利益（経常利益に（1－法定実効税率）を乗じて算出）マルチプルを求め、その比較を通じて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を306円～468円と算定いたしました。

iii 本公開買付価格の決定経緯について

公開買付者は平成18年11月頃から、対象者の中長期的な企業価値向上のため、経営の問題や将来の可能性について協議を行うとともに、対象者を含む公開買付者グループにおける経営資源を相互補完・活用するための検討を行い、対象者の法務・財務に関するデュー・デリジェンスを実施いたしました。平成19年4月11日に野村證券株式会社より「株式価値算定書」を受領し、平成19年4月13日の取締役会において本公開買付価格を1株当たり680円と決定いたしました。なお、対象者の代表取締役を兼任している公開買付者の取締役である久保田博氏は、特別利害関係人として、上記決議に参加しておりません。

③算定機関との関係

野村證券株式会社は、当社の関連当事者には該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した超過予定数
株券	— 株	— 株
新株予約権証券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等預託証券 ()	— 株	— 株
合計	— 株	— 株

(注1) 公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行い、法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しません。なお、本公開買付けの買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）は、対象者の第58期半期報告書（提出日：平成18年12月18日）に記載された平成18年9月30日現在の発行済株式総数（14,139,566株）から公開買付者の所有する株式数（7,743,593株）及び対象者の所有する自己株式数（201,000株）を控除した株式数（6,194,973株）です。

(注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります（株券が公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合には、株券の提出は必要ありません。）。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	7,743 個	(買付け等前における株券等所有割合 55.56%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	161 個	(買付け等前における株券等所有割合 1.16%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	6,194 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	13,845 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、二重に計算されないように、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成18年12月18日に提出した第58期半期報告書に記載された平成18年9月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としているため、株券等所有割合の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（上記半期報告書記載の単元未満株式数93,566株から、公開買付者の保有する単元未満株式数593株を控除した92,973株に係る議決権の数である92個）を加えて、「対象者の総株主の議決権の数」を13,937個として計算しています。

(注4) 株券等所有割合については、小数点以下第三位以下を四捨五入しております。

(7) 買付代金 4,213 百万円

(注) 買付代金は、買付予定数 (6,194,973 株) に 1 株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成 19 年 5 月 23 日 (水曜日)

(注) 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成 19 年 6 月 6 日 (水曜日) となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

証券取引法施行令(以下「令」といいます。)第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びフないしソ、第 2 号、第 3 号イないしチ、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下「府令」といいます。)第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしく

は米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日 平成 19 年 4 月 16 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人 野村証券株式会社

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについて、対象者の取締役会から、これに賛同する旨の決議を得ております。

また、当社と対象者は、平成 19 年 4 月 13 日付で本公開買付けの結果、当社が対象者の全ての発行済株式を取得できなかった場合には、当社は、対象者を自己の完全子会社とするために、平成 19 年 10 月 1 日をもって、対象者との間で本株式交換を行う旨の株式交換に関する覚書を締結しております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 当社は、本公開買付け及びその後の株式交換の実施により、対象者を完全子会社化する予定です。従って、本公開買付けにおいては取得する株式数の上限を限定しておらず、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は大阪証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。上場廃止後は、対象者株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

② 対象者は、平成 19 年 3 月 29 日に大阪証券取引所において、「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく、平成 19 年 3 月期の対象会社の業績予想は以下のとおりです。なお、以下の公表の内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。

平成 19 年 3 月期連結業績予想数値の修正（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）

	売上高	経常利益	当期純利益
前回予想 (A) (百万円)	92,600	165	25
今回予想 (B) (百万円)	91,500	30	△ 125
増減額 (B-A) (百万円)	△ 1,100	△ 135	△ 150
増 減 率 (%)	△ 1.2	△ 81.8	—
(ご参考) 前期実績(平成18年3月期)	88,852	211	△ 7

以上